

不要品の買取り 訪問購入にご注意！

「不要品や和服の買取りのはずが貴金属を買い取られた」といった苦情・相談が寄せられています。全国の消費生活センターへ寄せられた相談件数の推移は以下のとおりです。

PIO-NETに登録された相談件数の推移

年度	2019	2020	2021	2022
相談件数	5,220	6,018	6,894	1,409 (前年同期 1,288)

相談件数は2022年6月30日現在（消費生活センター等からの経由相談は含まれていません）

国民生活センター

相談事例

郵便ポストに「無料出張査定」というチラシが入っていた。いろいろと整理を始めたら、着物やバッグなど不要な物が集まったので「査定して下さい」と電話をかけた。玄関に着物やバッグなどを並べて置き、査定を受けようとしたが、担当者は着物やバッグには目もくれず「指輪やアクセサリーなどの貴金属はないか」というので見せたら、いつの間にか貴金属を売ることになってしまった。買取り金を受け取ったが、売るつもりはなかった。どうしたらよいか。

(当事者：60歳代 女性)



アドバイス

- ☑ 訪問購入では、事業者は消費者宅に飛び込みで訪問することや事実をつけずに嘘を言って勧誘すること、一度取引を断った消費者への再勧誘することは禁止されています
- ☑ 契約しても契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフができます。(ただし自動車や書籍などクーリング・オフできない商品もあるので注意が必要です)
- ☑ 査定や見積りと言われて家に来てもらうと断りきれないこともあるので、簡単に来訪を承諾しないようにしましょう
- ☑ 買取業者にむやみに貴金属を見せたり、触らせたりしないよう注意しましょう
- ☑ 売りたい商品がある場合は事前に市場の買取価格や事業者の評価を調べた上で、複数の店に出向いて査定してもらいましょう
- ☑ 買取業者は古物商の許可が必要です。訪問して取引する場合は「古物商許可証」などの携帯義務があります。提示を求めましょう

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター

☎048-721-2111 (内線2234)

月曜日から木曜日 (10時～15時)

消費者ホットライン

☎(市外局番なし) 188